

環境省説明資料

2022年3月23日

環境省

環境再生・資源循環局

1. 浄化槽法第10条第2項

○浄化槽法第10条（浄化槽管理者の義務）

2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する**技術管理者**（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

○浄化槽法施行令第1条（技術管理者を置かなければならない浄化槽の規模）

浄化槽法（以下「法」という。）第十条第二項の政令で定める規模の浄化槽は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項第一号の表に規定する方法により算定した処理対象人員が五百一人以上の浄化槽とする。

○浄化槽法の運用に伴う留意事項について（昭和61年1月13日通知）（以下「S61通知」）

(7) 技術管理者は、**施設ごとの専従を原則として**、浄化槽管理者により任命されるものであるが、**一日の作業時間内に巡回でき**、かつ、実質的に施設の常時管理を果たし得ると認められる場合は、この限りでないこと。

なお、地域の実情により技術管理者の確保が極めて困難な場合にあっては、当面、浄化槽管理者が一定の指揮命令権限を確保した上で、保守点検を委託している保守点検業者等に属する有資格者の中から任命することを妨げるものではないこと。

2. 規制趣旨・背景・実情

○趣旨

浄化槽管理者（浄化槽の所有者、占有者等）が、浄化槽の適切な維持管理を行われるよう所定の資格を有する技術管理者を置かねばならない旨を定めたもの

○背景

- 微生物による汚水処理を行う浄化槽において、浄化槽の機能を正常に維持し、その放流水の適正な水質を確保するためには適切な維持管理が重要。
- 処理対象人員が501人以上の大型浄化槽においては、一般的な小型浄化槽に比べ、機械設備が多岐に渡り、また汚水処理プロセスも複雑となることから、当該大型浄化槽の構造や流入する汚水の性質及び量を理解した上で処理状況を的確に把握する必要がある。また、水質汚濁防止法に基づく特定施設に該当するため、浄化槽法のみならず関連法令も熟知し、必要な法令手続等を理解した上で、当該浄化槽の運転に支障が生じないよう適切な対応を行う必要がある。
- 以上より、浄化槽の維持管理について技術的に高い知見を有し、専門的判断に基づき、浄化槽の保守点検や清掃業務を統括する技術管理者を置く必要があるもの。
- S61通知では、技術管理者は施設ごとに専従を原則とする旨が記載されているが、一定の条件の下では兼任や外部への委託も可能とされている。

○実情

- S61通知では施設ごとの専従が原則とされているが、現状では、外部の保守点検業者に委託し、選任しているケースが多くを占めており、浄化槽管理者が自社の組織内の人員を選任しているケースは少数派となっている。
- 保守点検業者に委託する場合には、管理できる範囲で複数施設を受け持つのが一般的。現状においては、施設に専任されているケースは少ない。

3. 制度の概要

- 処理対象人員が501人槽以上の大型浄化槽の場合、機械設備が多岐に渡り、また汚水処理プロセスも複雑となることから、当該大型浄化槽の構造や流入汚水の性質等を理解した上で処理状況を的確に把握する必要。また、水質汚濁防止法に基づく特定施設に該当するため、浄化槽法のみならず関連法令も熟知し、必要な法令手続等を理解した上で、適切な対応が必要。このため、専門的な知見を有する技術管理者を置いて維持管理作業の統括を行うもの。
- 技術管理者は、処理対象人員501人以上の浄化槽の保守点検及び清掃の技術上の業務を行い、統括的な把握、トラブル発生時の対応等を行う。浄化槽の維持管理について技術的に高い知見を有し、浄化槽の維持管理に関して必要な改善措置を講ずる等の一定の権限を有する。

浄化槽管理者の義務

技術管理者の選任
(処理対象人員501人以上の浄化槽の場合のみ)

保守点検

清掃

技術管理者

○役割

技術的に高い知見を有し、専門的判断に基づき、浄化槽の維持管理に関して必要な改善措置等を講ずる。浄化槽の保守点検や清掃業務の統括的な把握、トラブル発生時の対応等を行う。

○資格要件

浄化槽管理士の資格を有し、かつ、実務経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

○配置

- ・ 処理対象人員が501人以上の浄化槽の場合に選任
- ・ S61通知にて、施設ごとの専従を原則として、地域の実情を鑑みて兼任・委託が認められている

※処理対象人員501人以上の浄化槽：約1万基（令和2年度末時点）
（全浄化槽約750万基の0.1%）

4. 現状のPHASE、めざすPHASE

PHASE

2-2

一部専任規制の
緩和

現状

- 浄化槽法第10条第2項及びS61通知では、浄化槽管理者が所定の資格を有する技術管理者を置かなければいけないことを規定しているものであり、一定の条件の下で兼任・委託を認めているため厳密な技術管理者の専任規制はないものの、S61通知において、「施設ごとの専従を原則」としている。
- デジタル技術の活用について明記していない。

PHASE 3

専任規制の撤廃

技術管理者の業務の実情やデジタル技術活用を踏まえた専任規制の撤廃

- 技術管理者の業務の実情やデジタル技術の活用等の状況を踏まえると、施設ごとの専任を原則としなければ、技術管理者の職責を果たせない状況ではないと考えられる。
- このため、S61通知を見直し、「施設ごとの専任を原則」、「1日の作業時間内に巡回」との記載を削除し、対象施設の浄化槽を実質的に管理しうる範囲で技術管理者を選任することとする。

5. PHASEを進めるための課題（論点）

現状	対応方針案
S61通知において「施設ごとの専従を原則」としている。 また、デジタル技術の活用について明記していない。	○通知の見直し 実情を確認した上で、施設ごとの専従を原則とする通知を見直し、デジタル技術等を活用し、実質的に施設を管理しうる範囲で技術管理者の選任を行うことについて明記する。

スケジュール案

